

令和4年9月1日  
浅虫海洋生物学教育研究センター  
センター長 熊野 岳  
浅虫感染防止対策管理委員会  
委員長 美濃川拓哉

## 他教育研究機関の実習等外部利用受け入れについて

### 【最初に】

- ・浅虫海洋生物学教育研究センター（以後、センター）は、「他教育研究機関の実習等外部利用受け入れについて」（東北大学本部承認、令和2年6月5日）を改訂した本稿に基づき、今後の外部利用受け入れをおこないます。
- ・外部利用受け入れの条件、利用時の感染防止対策、体調不良者発生時の対応については、今後変更の可能性があります。
- ・センターでは、全ての外部利用に対し、センター教員1名を受け入れ担当教員として配置しています。外部利用の責任者（以下、外部利用責任者）におかれましては、事前に受け入れ担当教員とご相談の上、感染防止対策にご協力をお願いします。
- ・事前に利用予定者へ配布する「センター利用の皆様へ」の内容も必ずご確認ください。

### 1. 外部利用受け入れの条件

イ) 外部利用の受け入れの判断には、青森県と東北大学が提示するコロナ感染症拡大防止策の両方を勘案します。

- ・2022年8月31日現在、東北大学はBCPレベル1で、「十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します」としていません。

これに基づき、東北大学生対象の実習および他大学・小中高校等の他機関の実習によるセンター利用を受け入れます。ただし、他大学・小中高校等の他機関の実習の開催は、他機関の行動指針に従って判断します。

- ・青森県からは外出全般について、「8. 感染症患者が多数発生している地域との往来については、感染状況を踏まえて慎重に判断していただき、自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いします」とあります〔新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針（令和4年7月22日変更）5ページ別紙〕。

これに基づき、全ての地域からの利用を受け入れます。

- ロ) 宿泊を伴う外部利用については、総宿泊者数20名（4名相部屋4室、2名相部屋2室）を上限として、以下で説明する感染防止対策の実施を条件に、利用を受け入れます。実習室受け入れ学生数も20名を基準としますが、実習内容によっては受け入れ人数を増やすことも検討しますので、施設外宿泊により20名を超える実習室利用を希望の場合は、事前に受け入れ担当教員と相談してください。
- ハ) 宿泊を伴わない県内からの実習利用の場合も、十分な感染防止対策を講じたうえで、利用を認めます。実習室受け入れ学生数は20名を基準としますが、実習内容によっては受け入れ人数を増やすことも検討しますので、事前に受け入れ担当教員と相談してください。
- 二) 外部利用の受け入れ可否の判断に際しては、重症化リスクの高い高齢者が多い地域事情、浅虫地区内での宿泊施設や観光施設（浅虫水族館等）の営業状態等、地域全体での旅行者受け入れ状況も考慮します。受け入れ可否の判断は、受け入れ担当教員と外部利用責任者による事前の検討内容と、上記の条件（移動の制限、宿泊の有無、地域住民への配慮）を考慮して、センター長が行います。

## 2. 利用開始前の感染防止対策

- ・利用者（宿泊者だけでなく、施設外宿泊しての実習参加者も含む）は、従来通り、**来浅前5日間の健康状態チェック（風邪の症状+体温）**を実施してください。さらに、**実習開始前48時間以内に、PCR検査あるいは市販の抗原検査キット（体外診断用医薬品（調剤薬局で購入可）に限る）での検査**を行なってください。**健康状態チェックに問題がなく、かつ検査結果が陰性だった場合に限り、参加を許可**します。検査結果は実習責任者（利用者の責任者）からセンター（受け入れ教員）に提出していただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染し、実習開始日までに行動制限が解除される利用希望者については、My HER-SYSでの療養証明書を提出していただければ参加を認めます。

- ・PCR検査あるいは抗原検査実施後は、**閉鎖空間でのマスクを外した会食等、感染リスクを高める行動を控える**よう強く求めます。なお、浅虫までの移動に**貸切バス**を利用する場合は、**換気**を充分に行うとともに、**マスクを着用**し、**会話をしない**ようお願いします。
- ・**実習責任者**には、**利用開始前**に参加者全員に対して、家族等が自家用車等で（公共交通機関を利用せずに）利用者を迎えにくることができるかどうかを**調査**していただきます。その結果はセンター受け入れ教員と共有してください。なお、青森市保健所感染症対策課によると、自家用車で、窓を開け、各人がマスクを着用し、会話をしない

状態で帰宅し、帰宅後もしかるべき感染防止対策を取ることで陽性者の帰宅は可能と  
のことです。

- ・センター利用中の感染者発生にそなえ、**実習責任者**には、**所属大学の感染症対策担当部局の定める体調不良者対応の手順を確認**するとともに、当該部局への**連絡手段の確認**をお願いします。なお、この情報は受け入れ教員とも共有してください。

### 3. 施設内感染防止対策

- ・研究棟/実習棟の入り口扉付近に**体温測定器**を設置し、利用前の発熱者の有無を毎日確認します。
- ・実習による実習室の利用は、受け入れ学生人数を最大20名に制限します（1. 外部利用受け入れの条件参照、例外規定あり）。
- ・実習室内での **social distancing**（各実習机に2人、計20名の学生配置、実習デモでのデジタルコンテンツの利用等）の維持と、**室内の換気**を徹底します。
- ・室内換気は、**30分～1時間毎に5分間**実習室内窓を全開にします（夏場の暑い時期は冷房使用時にも換気します）。強風でない、または気温が低くない場合は**常時、窓を全開**にします。
- ・顕微鏡や実習器具を学生各々の専用とし、他学生と共用しないよう十分な数を準備します。
- ・実習室での共用機器・物品・頻繁に手が触れるものの消毒を実施します。
- ・実習開始前（8：00～8：50）または終了後に、センター側で**実習室の清掃と消毒**を毎日行います。そのため、利用者の実習室入室は8：50以降とします。
- ・研究棟/実習棟および宿舎へ入った際の石鹸と流水による**手洗い・うがい**、および、常時**マスク着用**を徹底してください（マスクは利用者側で用意してください）。
- ・研究棟/実習棟の入口、宿舎の入口、食堂の入口、宿舎内の1階と2階の洗面所、宿舎内2階階段踊り場、談話室に**消毒液**を設置します。
- ・宿泊期間中も、**毎日の健康状態チェック（風邪の症状+体温）を継続**してください。隔離となった場合に備え、体温計は利用者が各自、用意してください。
- ・食事には**使い捨て**プラスチック皿を使用します。
- ・13人以上の食堂利用の場合、**食事時間を2交代制**とします。  
（第一部：12：00～12：30、第二部：12：40～13：10）
- ・**対面での食事を禁止**します。また、**黙食**の徹底をお願いします。
- ・オードブル形式の食事（BBQ等）は以下の条件で行うことを許可します。
  - 1）屋外での開催（雨天時開催不可）、2）2時間まで、3）実習最終日の開催
- ・宿泊利用者による浴室の利用は、一回に一人ずつとします。
- ・宿泊室、食堂・トイレ・浴室、など、利用者が共用するスペースは、扉や冷蔵庫の取手等も含め、**毎日、清掃**します。宿泊部屋内の清掃は利用者退去後に行います。宿泊

室も含め、宿泊棟の共用スペースの換気は毎日おこないます。

- ・ 宿舎の共用スリッパは使用を禁止します。内履きは利用者が各自用意してください。

#### 4. 体調不良者発生後の対策

- ・ 体調不良を訴える利用者が出た場合、センターが準備する隔離室にて経過観察をする（外出は禁止します）とともに、利用者の所属大学の感染症対策担当部局に連絡し、指示を仰ぎます\*。その後、できるだけ早い段階で抗原検査を実施します。検査実施のタイミングは、利用者の所属大学の規定を参考にします。陽性が確認された場合は、陽性者の隔離療養を継続する（この間、外出は禁止し、食事は部屋に届けます）とともに、帰宅（公共交通機関を利用しない）あるいは外部宿泊療養施設の利用を検討します。濃厚接触者についても隔離を実施するとともに、帰宅（公共交通機関を利用しない）の可能性を検討します。なお経過観察の実施にあたっては、隔離室の確保のため、利用者の一部に施設外宿泊施設への移動を依頼することがあります。
- ・ 陽性者が発生した場合は当該実習を中止します。その後、陽性者（発症者）の隔離療養（および条件付き帰宅）、保健所等による濃厚接触者調査に基づく隔離措置等を実施します。
- ・ 陽性者の発生事象後の外部利用受け入れの可否は、浅虫感染防止対策管理委員会の検討をへてセンター教員会議で判断します。この場合、次の外部利用受け入れ開始までに施設の洗浄・消毒を徹底します。
- ・ 感染者が発生した場合、東北大学大学院生命科学研究所新型コロナウイルス対策本部と情報共有します。
- ・ 隔離療養からの復帰のタイミングは、利用者の所属大学の感染症対策部局あるいは保健所等の判断に従います。

\*参考：本学の定める「復帰の目安」（人事労務課安全衛生管理係 2022年8月22日改訂）

【検査で陽性の体調不良者】保健所からの療養解除後、体調不良の症状がなければ翌日から復帰可

【検査で陰性の体調不良者】次の条件をいずれも満たすこと

- ・ 発症後に少なくとも5日が経過
  - ・ 症状を緩和させる薬剤（解熱剤を含む）を服用していない状態で症状消失から72時間が経過
- 【濃厚接触者】次の条件をいずれも満たすこと
- ・ 体調不良の症状を発症していない
  - ・ 陽性者と最後に接触した日から5日間の自宅での健康観察

以上